知りたい！介護保険 17

状況に応じ3回まで分割可能

介護休業

「介護しながら、仕事を続けられるだろうか」「休んだら職場に迷惑をかけるのでは」――。

年齢を重ねる親の姿を見て、「介護が必要になったらどうしよう」と、意識し始めた中高年の人は少なくないでしょう。その時に慌てないよう、利用できる支援制度があることを知ることが大切です。

育児・介護休業法で、企業には、親など家族を介護する社員が安心して働き続けられるように両立支援制度を設けることが義務付けられています。代表的なのが介護休業です。

例えば、親が脳梗塞を発症して入院し、腕や脚にまひが残った状態で退院したとします。自宅で入浴や食事の支度、掃除などができず、介助や支援が必要な場合、訪問介護サービスを利用する必要が出てきます。つえや車いす、電動式ベッドといった福祉用具の使用も考えられるでしょう。

こうした状況に直面し、親の介護生活をどう支えていくか、ケアマネジャーらと相談しながら準備を進めるために、介護休業を活用します。

介護休業は、介護の必要な家族1人につき93日まで取得できます。1回にまとめて取ることもできますが、3回まで分割することも可能です。

例えば、①親が自宅で介護を受ける必要が出てきた時②介護の必要度合いが重くなり、特別養護老人ホームなど施設への入居を検討する時③最期の時が近づき、看取りの準備をする時――と、段階に応じた取得が考えられます。

介護休業中は基本的に、勤め先から給与が支給されません。一定の条件を満たしていれば、雇用保険から、休業前の賃金の67％分が「介護休業給付金」として支給されます。例えば、月給約45万円の人が1か月（30日）休業すると、約30万円になる計算です。

介護休業中の過ごし方には、注意が必要といいます。

一般社団法人「日本顧問介護士協会」（静岡市）の理事長、石間洋美さん(42)は「おむつ交換などの介助に直接かかわって疲弊してしまい、離職を余儀なくされる社員は少なくありません」と話します。

同協会は、主に関東や東海地方の66社と契約し、社員の介護に関する相談に応じ、介護サービスの利用手続きや事業者選びを手伝っています。

「親の介護はプロに任せ、社員は仕事を続けられる状態を整える。その土台づくりのために取得するのが、介護休業の本来の目的ということを、えています」と、石間さん言います。

高齢で介護を必要とする親を持つ社員の多くは、40～50歳代の職場で中核を担う人たちです。石間さんは「介護職は、社員の個人的な問題とどまらず、企業経営にも影響を及ぼしかねません。社員が安心して仕事に復帰できるよう、企業は、介護休業を有効に使うための計画を一緒に考えることも大切です」と、呼びかけています。（野島正徳）

＊次回は10日の予定です。

＊過去記事はヨミドクターで

介護休業を分割取得する例（イメージ）

脳梗塞で入院していた親が退院し、介護が必要に

1回目
在宅介護を利用する
- 訪問介護の利用申請
- 福祉用具のレンタル

2回目
自宅で暮らすのが困難に
特別養護老人ホームなど施設を選ぶ

3回目
最期が近づいたら
自宅に戻るなど看取りの準備